

労働基準広報 2019 No.1983

2/1

CONTENTS

特集 高度プロフェッショナル制度に関する省令案・指針案 — 6 年収1075万円以上のファンド開発等 に従事する者が対象

働き方改革関連法において、「高度プロフェッショナル制度」が創設されることとなり、大企業、中小企業ともに2019年4月1日から適用される。2018年12月14日には、同制度に係る「労働基準法施行規則及び労働安全衛生の一部を改正する省令案」と、「労働基準法第41条の2第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針案」が諮問され、同月26日には「おおむね妥当」との旨の答申が行われた。労働基準法施行規則については、(1)対象業務、(2)職務の合意方法、(3)年収要件、(4)決議の届出——等が主な改正内容とされ、労働安全衛生規則については、(5)医師による面接指導の対象となる時間、(6)医師による面接指導の実施方法——が主な改正内容とされている。また、指針案では、(7)本人同意、(8)労使委員会での決議事項の留意点——等について示されている。今回は、省令案、指針案を踏まえた「高度プロフェッショナル制度」と、その導入方法についてみていく。 (編集部)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ 18

〈第54回〉労働時間の適正管理

残業承認制の適正な運用には 労働時間の適正把握が不可欠

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●労働局ジャーナル 27

働き方改革推進のため 局長のラジオ生出演、街頭啓発、 説明会などを精力的に実施

[大分労働局]

●解釈例規物語^⑩ 28

第21条関係

試用期間中の解雇 — その2 —

(中川恒彦)

●NEWS 1

(労政審・高プロ制度の関係省令案等について答申)対象業務は5種類、年収要件は1075万円に/ (労政審・パワハラ防止対策で建議)事業主に対し雇用管理上の措置を法律で義務化を/ (31年度の雇用保険料率は据え置き)一般の事業は1000分の9、建設業は1000分の12に/ほか

●2019年 厚生労働行政の抱負 34

厚生労働大臣 根本匠
職業安定局長 土屋喜久
雇用環境・均等局長 小林洋司

●連載 労働スクランブル^⑪ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成29年 派遣労働者実態調査結果^⑫ ～派遣労働者調査～ — 42 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 三重・伊勢労働基準監督署長 渡邊文孝 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

雇用保険法 [事業所移転で通勤が困難となり退職] 雇用保険加入は10か月間だが — 48 特定社労士・松本雄之
就業規則等 [定年後の再雇用制度では昇給がない] 就業規則への記載は — 50 弁護士・田島潤一郎
均等法 [妊娠により体調不良の者が勤務継続希望] どう対応すべきか — 52 弁護士・平井彩

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内